

青堀保育園運営に係る仕様等

1 経緯

青堀保育園は、平成18年4月に富津市立青堀保育所を廃止し、富津市（以下「市」という。）から社会福祉法人高砂福祉会（以下「高砂福祉会」という。）に建物、施設、物品を無償譲渡、運営を移管し、現在に至る。令和2年11月に高砂福祉会から児童数の減少、職員確保が困難なことから、令和5年3月末をもって撤退する旨の申出があったことから、事業者を募集し、令和5年4月の移管を目指す。

2 青堀保育園の概要

(1) 施設の概要

令和3年 月 日現在

所在地	富津市青木二丁目14番6	
利用定員	90人	
建物	構造	鉄筋コンクリート造スレートぶき2階建
	床面積	1276.24 m ²
	附属建物(倉庫)	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (32.00 m ²)
	建築年月	昭和58年3月
	所有者	社会福祉法人高砂福祉会(※)
土地	面積	4,024 m ²
	貸付期間	平成18年4月1日～令和18年3月31日 (30年)
	所有者	富津市

(2) 保育の状況

ア 開所時間

平日 午前7時00分～午後8時00分

土曜 午前7時00分～午後8時00分

日曜・休日 午前7時00分～午後6時00分

イ 特別保育

乳児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育

ウ 児童受入数

(各年4月1日現在 単位：人)

		0才児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
認可定員数		18	42		140			200
H31	利用定員数	6	36		108			150
	入所児童数	6	9(1)	18(1)	25(3)	25(1)	45(6)	128(12)
R2	利用定員数	12	38		70			120
	入所児童数	6	10	15	18	24(4)	25(1)	98(5)
R3	利用定員数	12	24		54			90
	入所児童数	3	14(1)	18(1)	18	18	23(3)	94(5)

※ () 内は管外受託児童、内数

市区町村別管外受託児童数

(単位：人)

	君津市	木更津市	袖ヶ浦市	千葉市花見川区	計
H31	7	4		1	12
R2	1	3	1		5
R3	2	3			5

エ 保育の内容に関する全体的な計画

オ 年間行事予定

カ 施設の配置図及び平面図

※エ、オ、カについては、高砂福祉会に提供を依頼する予定

3 運営移管の手法

この募集に応募した法人の中から運営者として市が決定した者(以下「事業者」という。)が、高砂福祉会から市が取得した建物及び市が所有する土地を無償で借り受け保育園を運営するものとする。

4 運営移管に係る条件

(1) 土地

市が保有する保育園用地は、運営期間中、無償で貸与する。

(2) 建物等

ア 園舎、倉庫、遊具等(以下「建物等」という。)については、現状有姿かつ無償で貸与する。

イ 貸与された建物等は、原則として保育園運営の用途以外には使用できないものとする。

ウ 保育園が所有している備品等の取扱いについては、高砂福祉会、事業者及び市の三者で協議するものとする。

エ 建物等の改修、修繕等に係る費用のうち減価償却の対象となるものについては、原則、市が負担するものとする。ただし、事前に市に協議すること。

(3) 運営期間

運営期間は、令和5年4月1日から令和16年3月31日までの10年間とする。

(4) 運営内容

ア 事業者自らが運営すること。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づいた保育を実践すること。

ウ 運営移管後10年間、当該施設を継続して運営すること。

エ 保育園が行う主な業務として、次に掲げる事業を実施すること。

(ア) 通常保育

(イ) 乳児保育

(ウ) 延長保育

(エ) 障がい児保育（集団保育が可能（障がいの程度が軽度又は中程度）と市が判断した児童の保育）

(オ) 一時預かり

(カ) 休日保育

(キ) 管外受託（広域入所）児の保育

(ク) 園庭開放

(ケ) 地域交流

オ 開所時間及び保育時間については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する区分に従い次のとおりとする。

(ア) 開所時間 午前7時から午後8時まで（時間の延長は、可能）

(イ) 保育時間

区 分		保育標準時間認定	保育短時間認定
平 日	通常保育	8：30～17：00	8：30～16：30
	延長保育	18：00～20：00	7：00～8：30 16：30～20：00
土曜日	通常保育	8：30～12：00	8：30～12：00
	延長保育	12：00～20：00	7：00～8：30 12：00～20：00
日曜日・休日		7：00～18：00	7：00～18：00

※1 終了時間は、これを更に延長することができる。

2 平日及び土曜日の時間外保育は、通常保育時間終了後、延長保育時間開始前まで及び保育標準時間認定における午前7時から午前8時30分までとし、保護者が就労の都合により児童を送迎できない場合に限り、必要な時間のみ保育

を実施するものとする。また、時間外保育については、延長保育料を徴収しないものとする。

カ 入園児童については、0歳児から5歳児までを受け入れ、定員数は、移管前の利用定員（90人）を下回らないこと。

キ 移管後は、運営方針、保育指導計画、施設管理、運営体制、収支計画などから成る運営計画を毎年度策定し、市に提出すること。

ク 給食は、原則直営で行い、給食の提供に当たっては、児童の体調や食物アレルギーへの対応など個別事情に十分配慮すること。

ケ 職員については、少なくとも次の職員を配置し、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を遵守すること。

なお、園長は、保育事業を遂行できる十分な信用、技術能力、経験等を有する者、主任保育士は、認可保育所、認定こども園において10年以上の勤務経験（クラス担任、保育計画策定の経験を含む。）を有する者を配置するとともに、保育士はバランスのとれた年齢構成になるよう配慮すること。

(ア) 園長（専任）

(イ) 主任保育士

(ウ) 保育士

(エ) 栄養士（調理事務の従事を含む。）

(オ) 調理員

(カ) 嘱託医

(キ) 嘱託歯科医

コ 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入すること。

サ 職員の資質や専門性の向上のため、積極的に研修等に参加させること。

シ 千葉県保育協議会君津支会への加入を職員に促すこと。

ス その他必要な事項については、市と協議すること。

(5) 三者による覚書の締結

移管に当たっては、円滑な引継のため、事業者、高砂福祉会及び市（以下「三者」という。）の間で移管に伴う様々な調整事項について合意形成を図り、覚書を締結するものとする。

(6) 保護者との協議

ア 事業者は、積極的に保護者との意思疎通を図り、質問、意見、要望等には誠意を持って対応すること。

イ 事業者は、移管前に、保育所運営について保護者との意見交換の機会を設けること。

(7) 引継保育の実施

保育所が入れ替わることによる在園時の心身の負担を軽減し、保護者の不安を解消するため、次のとおり引継保育を実施すること。

ア 実施期間 令和5年1月から3月までの90日間

イ 実施方法 (高砂福祉会と協議)

ウ 費用負担 (高砂福祉会と協議)

(8) 名称

「青堀保育園」に限定はしない。

5 運営移管のスケジュール

令和4年	3月	事業者決定
	4月	事業者と市で基本協定締結
	12月	引継保育に係る協定書の締結
令和5年	1月	引継保育開始
	4月	運営開始